

ネットする組織・人材の育成を図ること。

また、地域材利用促進については、公共建築物の木造化、中高層建築物等へのCLTの利用拡大等、これまでの対策を一層推進させるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連施設への地域材の利用促進と、森林認証・認証材の普及拡大に向けた対策を図ること。

5. 「山村振興法」の基本理念、附帯決議に基づき、山村地域において雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援措置を講じる等の具体的施策の確立を図るとともに、地域振興・地域林業確立の観点から、国等の発注する事業については、地域の事業者が優先的・安定的に受注出来る発注方式に変更すること。

また、林業労働力の育成・確保に向けた施策の拡充、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。

6. 条件不利地域など適正な森林整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図るとともに、事業の長期的・安定的な実施に向けた体制の確立を図ること。

また、経営意欲の低下した所有者の森林、不在村所有者森林など、林地集約の支障となっている森林については、地方公共団体による公有林化の促進に向け、全額国費による助成措置を講じる等、支援の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

栃木県大田原市議会議長 引地達雄



提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、林野庁長官

「市民5分間演説」
をしてみませんか

大田原市議会では、市内に在住、在勤または在学する方で、議案に対する賛否や市の一般事務について、自分の意見を自由に発言することが出来る「市民5分間演説」を実施しております。

ぜひ議員の前で演説をしてみませんか。市民の皆様に参加をお待ちしております。詳細については議会事務局までお問い合わせください。

(演説申込について)

演説を希望される方は、土曜日、日曜日、祝日を除く、定例会の各常任委員会開催日3日前の正午までに議会事務局に市民5分間演説申込書(様式第1号)を提出してください。なお、演説に関する詳細については市議会ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。